

多様な主体でふるさと共創支援事業 募集開始！！

中山間地域を活性化する実践的な取組提案を募集します。

提案が選定された団体には活動費を助成します！

【申込締切：令和8年4月6日（月）（必着）】

■対象地域／特定農山村法・山村振興法・過疎地域自立促進法等の指定地域、ならびに棚田地域振興法に基づく指定棚田地域（岐阜県地域便覧を参照）

https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/life/480322_2723838_misc.pdf

※詳細は岐阜県農村振興課へお問い合わせください。

リンク先QRコード➡



■募集内容／農村保全に係る課題の解決に向けた以下に掲げる活動。

※複数組み合わせ可

- ・地域の魅力と課題を調査する点検活動
- ・地域の方との話し合いによる活性化プランの策定
- ・遊休農地等の解消、利活用に向けた取組
- ・農道や水路整備、農作業への支援活動
- ・体験型交流イベントの企画、実践
- ・農村地域のイメージアップに向けた取組
- ・農村地域の景観保全に向けた取組
- ・農村地域の保全のための特産品の開発
- ・その他、農村地域の保全のための活動



■対象団体／大学、短期大学、専門学校に在籍する学生とその教員で構成する団体（学生3名以上及びその学校の教員1名以上）



■実施要件／①事業の内容が、他の補助金等の対象とならないこと。

②活動団体と地域との協働による取組であること。

③営利を主たる目的とする活動でないこと。

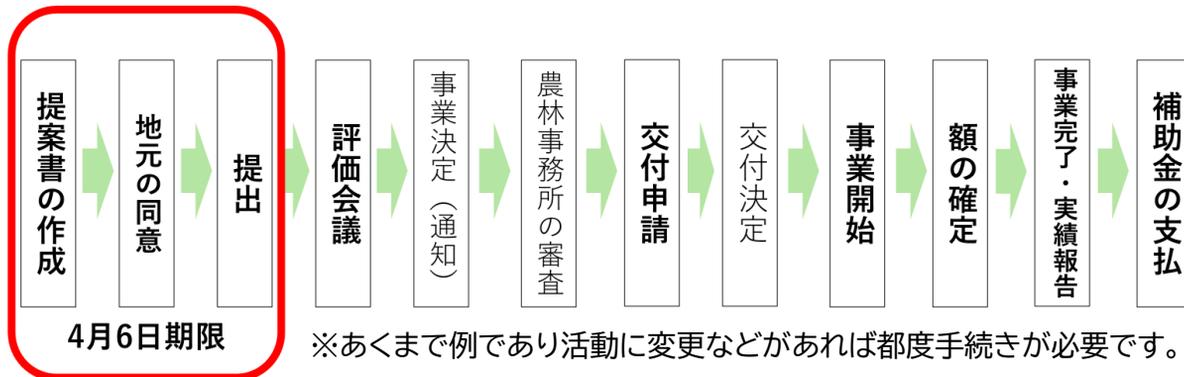
④同一地域で4年を超える活動をする場合、活動団体でぎふの田舎応援隊※に登録すること。※裏面参照

■補助額／学生団体：事業費の10分の10以内

※30万円を上限とする。但し、特産品開発に取り組む場合は50万円を上限とする。

■事業提案の選定／評価会議において各団体からのプレゼンテーションを受け、審査の結果、支援団体を選定します。

■事業の流れ



■活動提案の具体例



↑ 伝統野菜や棚田を保全する取組

↓ 棚田米を使った商品開発



ぎふの田舎応援隊とは

ぎふの田舎応援隊 →
公式LINE



農業の営みがあることで形成される美しい農村の風景は、人手不足が深刻化する今、地元の農家の方々だけでは保全が困難になってきています。

「ぎふの田舎応援隊」は草刈り・水路清掃・稲刈り・収穫といった農地の保全に関する作業のボランティアをしていただきながら、農村地域の方々と交流し、一緒に美しいぎふの農村を守っていただく活動です。



■スケジュール

隊員登録はこちらから →

項目

時期

①実施提案書等、書類の受付期間	令和8年3月9日(月)～令和8年4月6日(月) 午後5時15分
②募集要項等に関する質問受付	令和8年3月9日(月)～令和8年3月31日(火) 午後5時15分
③評価会議	令和8年4月22日(水) (予定)
④審査結果の通知・公表	評価会議終了後、すみやかに応募者へ通知

※令和8年第1回岐阜県議会定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は、募集を中止します。これに伴い、応募団体において損害が生じた場合にあっても、県においては、その損害について一切負担しません。

詳細についてはホームページをご覧ください
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/213806.html>

ホームページはこちら →



【担当課】〒500-8570

岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号(県庁13階)

岐阜県 農政部農村振興課農村企画係

電話：058-272-1111(内線4177)

FAX：058-278-2698

